

on the Homesstudy Process, Child Welfare, 86 (2), 67-86, 2007

Children's Bureau, US Department of Health and Human Services: *Frequently Asked Questions From Lesbian, Gay, Bisexual, and Transgender (LGBT) Prospective Foster and Adoptive Parents*. January 2011

Gary Gates, et, al.: *Adoption and Foster Care by Lesbian and Gay Parents in the United States*, March 27, 2007

The Williams Institute, UCLA School of Law, *LGBT Parenting in the United States* by Gary J. Gates, February 2013

Morrison, C.: *Bringing the spirit of truth and reconciliation to tribal communities' adoption work*. Pathways Practice Digest, 1-2, (2006, Summer)..

Karen M. Dinan & Debbie Marker. *The Role of Open Adoption Agreements in Achieving Permanency for Children*. (PowerPoint Presentation) for the Children's Justice Conference in Seattle, May 2015

書籍

Gerald P. Mallon & Peg McCartt Hess (Editors). *Child Welfare for the 21st Century*. Columbia University Press, New York. 2005

Patrick A. Curtis & Gina Alexander (Editors). *What Works in Child Welfare*. Washington DC: CWLA Press, 2012

研究協力者

John Vogel, MLS, Library Manager, Children's Bureau /ACF/HHS

Karen M. Dinan, Assistant Attorney General, Office of the Attorney General, Washington

Debbie Marker, Program Manager, Children's Administration

David Wing-Kovarik, Executive Director, Families Like Ours (NPO)

アイルランドの養子縁組制度について

増田 幸弘 (日本女子大学)

徳永 祥子 (国立武蔵野学院)

本報告書では、はじめにアイルランドの養子縁組に関する制度の枠組みについて述べる (I)、次に具体的な手続と現状について述べる (II)。Iは増田が、IIは徳永が執筆を担当した。

I 制度の枠組み

本章では、アイルランドの養子縁組に関する制度の枠組みを概観する。

1. ハーグ条約

アイルランドは1993年ハーグ条約(Convention Hague Convention for the Protection of Children and Co-operation in Respect of Intercountry Adoption 1993)を批准している。2010年養子法(後述2)は、その9条で同条約のアイルランド国内における効力について規定している(“The Hague Convention has the force of law in the State.”)。

中央機関は、2010年養子法に基づき2010年11月に設立された、アダプション・オーソリティ(Adoption Authority。ゲール語でÚdarás Uchtála na hÉireann)である(2010年養子法65条)(後述IIの3)。

2. 養子縁組の根拠となる法律

(1) 2010年養子法(Adoption Act 2010)

アイルランドにおける養子縁組の根拠となる法律は、2010年養子法である。また、里親委託の根拠となる法律は、1991年児童ケア法(Child Care Act 1991)である。養子縁組と里親委託は、申請段階から区別されている。なお、養子縁組の一類型に、長期間にわたる里親(long-term foster care)から養子縁組への移行がある。

英国からの独立後のアイルランドにおける養子法は、1958年養子法(Adoption Act 1958)に始まる。養子法はその後、1964年、1974年、1976年、1988年、1991年、1998年に改正された。この間、1988年の法改正(Adoption Act 1988)により、それまでは認められなかった婚内子の養子縁組が、親が子に対する義務を果たさなかったという例外的な場合に認められるようになった(後述(2))。また、1991年の法改正(Adoption Act 1991)により、国際養子縁組の法的な枠組みが法に盛り込まれた。

その後、2010年に2010年養子法が成立し、現在に至っている。同法が制定された背

景には、上述の 1993 年ハーグ条約の存在がある。なお、2014 年にはオープン・アダプションに関する法案 (Open Adoption Bill 2014) が提出された。本稿執筆時点で、同法案は成立に至っていない。

(2) 2015 年の法改正

2015 年 4 月に成立した、2015 年児童および家族関係法 (Children and Family Relations Act 2015) は、2010 年養子法を一部改正し、同居しているシビル・パートナー (civil partners of each other who are living together) や婚姻外同棲のカップル (a cohabiting couple) も養親となり得る旨を規定している (114 条)。ただし本稿執筆時点で、同法はまだ施行されていない。

また、2015 年 11 月に婚姻法の改正法が成立し、同性婚が法認されるに至った (Marriage Act 2015)。これにより同性カップルも、2010 年養子法 33 条が定める養親の適格要件 (同居している夫婦 [a married couple who are living together]) を満たすことができるようになった。

3. 養子縁組の成立

(1) 養子命令 (adoption order)

具体的な手続の内容は II で後述する (II の 5)。養子縁組は、アダプション・オーソリティ (前述 1) が発給する、養子命令により成立する。養子命令が発給されると、実親はすべての親の権利を喪失するとともに、すべての親の責任を免れる (lose all parental rights and freed from all parental duties) ことになる (2010 年養子法 58 条)。

このように、アダプション・オーソリティは準司法機関 (quasi-judicial body) としての性質を有している。アダプション・オーソリティの判断について疑義がある場合、当事者は裁判所 (高等法院 High Court) に判断を求めることになる。

(2) 子どもの適格性

養子縁組可能な子どもの条件について、2010 年養子法は原則として、孤児および婚外子 (children born outside marriage) とする (2010 年養子法 23 条)。この場合には、実親または子の後見人 (guardian) の同意を要する。

また、この例外として、両親が身体的または道徳的な理由から子に対するケアの義務を果たさなかった場合 (for physical or moral reasons, parents have failed in their duty of care towards them) がある (同 54 条)。この場合には、実親等の同意ではなく、高等法院の命令を要する。

(3) 養親志願者の認定

養親の志願者の適格性と適切性 (eligibility and suitability) の認定は、アダプション・

オーソリティが行う。わが国の児童相談所にあたる Child and Family Agency (TUSLA [ツスラ]) と称する。後述Ⅱの 1) のソーシャルワーカーまたはアダプション・オーソリティの認可を受けた団体のソーシャルワーカーが、申請者の適格性と養親としての適切性について報告書をまとめ、それに基づきアダプション・オーソリティが宣言を行う (declaration of eligibility and suitability)。

なお、養親志願者の適格性と適切性については、2010 年養子法 33 条および 34 条がその判断の基準を示している (後述Ⅱの 4)。

子どもの養子縁組の可能性の認定も、アダプション・オーソリティが行う。ツスラのソーシャルワーカーまたはアダプション・オーソリティの認可を受けた団体 (後述 4) のソーシャルワーカーが子どものアセスメントを行い、報告書 (Intercountry Adoption Assessment Report) を作成する。報告書はアダプション・オーソリティに送られ、確認のうえ養子縁組の可能性が宣言される。

(4) 実親の同意

養子縁組にかかる実親 (または後見人) の同意と同意の確認は、次のような形で行われる。①ツスラまたはアダプション・オーソリティが認可した団体が養子縁組を行うことへの同意。所定の書式への署名による。事前にカウンセリングを要する。②養子命令 (adoption order) の発給にかかる同意。

命令発給前であれば、同意は撤回可能である。また、養子縁組が成立した後、実親が婚姻した場合には、子の引き取りが認められるとの最高裁判決がある (KC & AC v. An Bord Uchtála [1985])。

4. 養子縁組のあっせんに携わる機関・団体

養子縁組のあっせんに携わる機関・団体には、前述のアダプション・オーソリティとツスラに加えて、アダプション・オーソリティの認可を受けた団体 (Accredited Bodies) が携わる。この団体は、2010 年養子法 (被認可団体) 規則 (Adoption Act 2010 (Accredited Bodies) Regulations 2010) に定める要件を満たすものとされる。

養子縁組あっせん機関等の主な任務は、養子縁組のアレンジメント、養親志願者の適格性および適切性のアセスメントおよび報告書の作成、養親志願者に対する情報提供・助言・カウンセリング、実親・養親・養子に対する情報提供・助言・カウンセリング等である。

なお、中央機関であるアダプション・オーソリティの主な任務は、養親志願者の適格性と適切性の宣言、養子命令の発給、養子縁組の登録 (register)、養子縁組あっせん団体の認可・登録・監督等である。

また、養子縁組家族を支援する民間団体に、Barnardos や Cúnamh (後出Ⅱの 12。児童福祉チャリティとして認可されている) などがおり、post adoption service としてカウンセリング、ヘルプライン、研修およびサポートミーティング (training and support meetings)、

養子縁組後の再会支援などを行っている（後述Ⅱの10-13）。

5. 養子縁組の記録

養子縁組の記録は、養子縁組のあっせんを行った団体（adoption agency）、ツスラ、保健サービス局（Local Health Office）、アダプション・オーソリティ（Information and Tracing Unit）に保管されている（後述Ⅱの11）。養子は18歳に達するまで養子縁組の記録を見ることができない。

なお、本稿執筆時点で、養子縁組の情報に関する法案（Adoption (Information and Tracing) Bill）が審議中である。これは、養子縁組の情報に関する権利（出自を知る権利など）を明確にすることを主な目的としている。

Ⅱ 養子縁組の状況と手続き

本章は、2015年8月に行ったアイルランドへの渡航調査をもとに作成している。なお、訪問した機関・団体は①アダプション・オーソリティ、②ツスラ、③クーナフ（Cúnamh）である。

1. アイルランドの社会的養護の状況

アイルランドには、日本の児童相談所にあたるツスラが子どもに関するソーシャルワークを担っている。2014年より、アイルランドを4つのエリアに分割し、全国で7つのセンターが設置されている。

アイルランド全体で約5000~6000人の社会的養護児童がいるが、ほとんどが里親委託されている。そのうち、2000人程は長期にわたる里親委託を受けている。

ツスラは、福祉及び教育に関する5つの支援を展開している。養子縁組は「社会的養護部門」に含まれており、養親募集やアセスメント、認定、マッチング、縁組後の支援などを担っている。民間団体は、「予期せぬ妊娠の相談」や「養子縁組希望者への支援」など、一部を担っているが、包括的な支援はツスラが提供している。

2. アイルランドにおける養子縁組の状況

5000人程度の社会的養護児童のうち、養子縁組されるのは1割程度である。その多くが親族養子や親の再婚によるステップファミリー養子縁組などいわゆる家族内での養子縁組である。

養子縁組が少ないことや拡大家族内での養子縁組が多用される要因の一つは、実母の権利が非常に強いことにある。現行法では実母の意向に非常に重きが置かれており、裁判所が介入して子どもの福祉の視点から親権を剥奪もしくは停止するような仕組みが整備されていない。

そのため、実母が長期にわたり子どもを養育できない場合であっても実母から養子縁組

の同意が得られない場合は長期里親委託をせざるをえない。

口頭で聞いたデータでは、2015年8月時点で、国内養子縁組の希望者が70組、国際養子縁組の希望者が200~300組ほど登録されている。養子縁組をしたケースは、2015年の1月から8月の間に、国内の父児の養子縁組は6ケース、国際養子縁組は55ケースであった。

3. アダプション・オーソリティ（中央機関）

アイルランドの養子縁組を司る中央機関は、アダプション・オーソリティ（ADOPTION AUTHORITY：本部 ダブリン市）である。日本の厚生労働省にあたる Department of Health 直轄の組織である。ツスラの扱う養親登録や養子縁組に対して最終的な認可を与える権限を持っている唯一の機関である。

4. 2010年養子縁組法

アイルランドの養子縁組を司る最新法は2010年養子縁組法（ADOPTION ACT 2010）である。この法律はハーグ条約を具体的に反映させた初めての国内法である。この法律の最大の特徴は、これまで現場で運用されていた養親に求められる基準に法的な位置付けを与えたことである。それによって、現場の実践にもハーグ条約の理念が注がれることになった。さらに、それまでいくつかあった養子縁組に関する法律を無効化し、法律を一本化することになった。

ここで、養親の適任者の基準についても触れておこう。2010年養子縁組法33条では、養親になるための要件として21歳以上の成人かつ「同居している夫婦」と規定されている。そのため、同性カップルや単身者が養親登録することは困難である。ただし、子どもの最善の利益にかなうと判断された時には単身も可能とされているが、これは主に親族里親のような子どもが既に知っている人が養親になるケースである。

さらに34条では、（1）親の権利と義務を果たすのに適切な人物であること（2）良好な倫理観（3）健康であること（4）子どもを養育するのに適切な年齢であること（5）十分な経済力を持つこと（6）養子縁組に関する適切な情報とアドバイス、カウンセリングを受けていること、の6点が条件として明記されている。

5. 養子縁組の手順

まず、養親希望者がツスラにアプリケーションパックという書類一式を請求し、申請書を提出する。ソーシャルワーカーが書類審査と面接を実施し、最初の評価をする。

評価を通過した養親希望者は、次に準備コースという研修に参加することになる。この研修後、ソーシャルワーカーが評価書を作成する。評価書にて養親適任者と判定された里親希望者は、養親認定協議会（コミッティー）で養親として適切か審議される。この里親協議会で許可が下りれば、最終的にアダプション・オーソリティが認可をすることになる。

アダプション・オーソリティの認定を受けて養親リストに記載された後に研修が本格的

に開始される。長期間にわたって月に数回の研修が行われることになる。一連の研修が終了してから、養子縁組のウェイティングリストに載ることになる。

6. 実母から見た養子縁組の手順

次に、実母から見た養子縁組までの手順について説明する。

まず、出産前カウンセリングというのをツスラもしくは民間団体で受けることができる。2010年法以降は、出産前カウンセリングをする民間団体が養親のアセスメントを行わない等、1つの団体が実母と養親という利害が反する危険性のある両者の支援をしないことが決められた。

次に、実母のプロフィールと実母の養親に対する希望を記載した書類をもとにツスラが養親候補者を選定する。アイルランドでは実母の親権が強いため、細かい事柄であっても実母の希望が尊重される。例えば、養親となる人の目や髪の色、住んでいる地域（実母と同じ地域が良いか遠方が良いか等）、職業、食べ物の嗜好（しこう）など、細かいことまで実母の希望に沿って養親候補者を3組ほど選出する。その後、ツスラのソーシャルワーカーと実母が1組の養親候補者を選ぶ。

養親候補者を選定した段階で実母は1回目の同意をし、実母の選定した養親と子どもをマッチングする過程に進むことになる。

マッチングの過程では、里親家庭にいる養子が養親候補者の自宅に移り、生活を開始する。その間、ツスラのソーシャルワーカーが何度も家庭訪問をし、アセスメントを行う。

このマッチングの結果を見た上で実母が養子縁組に対する最終的な同意を出す。このように、実母は養子縁組に対して2回の同意をするというツーステップシステムになっている。

アイルランドでは、養子縁組後、最初の6か月は夫婦のどちらかが専業主婦・主夫として家にいることが求められている。これは夫でも妻でも構わないが、養親候補者は養子縁組したいという強い動機があるので、養親の同意を取ることは難しくないようだ。企業側も養子縁組のために年休と季節休暇を合わせて休暇を申請すれば許可することが多く、「夫婦で合わせて6か月の休暇取得」はそれほど難しいことではない。

なお、アイルランドはオープン・アダプションを推奨しているため、ソーシャルワーカーの支援のもと、子どもと実母との面会など今後の予定を養子縁組の初期の段階でアレンジする。

7. 実父の権利

1998年からは、実母の権利だけではなく、実父の権利の向上尊重にも注目が集まってきた。ヨーロッパの多くの国で養子縁組に関する実父の同意を必須事項にしていこうという機運が高まってきている。

現場のソーシャルワーカーとしては、実父の同意を得るというステップを養子縁組の過

程に新たに加えることで養子縁組までの期間が長期化し、子どもが永続的な家庭で育つ時期が遅れてしまうというジレンマを抱えている。しかしながら、今後はより厳格に父親の同意を取ることが法制化されていくことが予想される。

8. 国内養子縁組数について

国内養子縁組羽 2015 年の 1 月から 8 月までの間で 6 組ほどしかないが、1950 年代には 16000 組ほどあった。

この養子縁組数の劇的な変化の背景には様々な要因がある。

1 つは 10 代や予期せぬ妊娠との関連である。アイルランドは現在も特別な場合を除いて中絶手術を受けることはできず、去年だけで 2 万人が隣国のイギリスで中絶手術を受けたと言われている。

さらに、アイルランドは宗教上の理由から避妊やファミリープランニングを肯定的に捉えてこなかった上に、以前はシングルマザーへの偏見が強かったため、棄児や隠密な海外への養子縁組などで対処してきた。

しかし、近年は、社会保障が整備され、人々の意識も変化したため、シングルマザーであることなどを理由に養子になる子どもはほとんどいない。そのため、2000 年以降は多くの養子縁組希望者が待機している状態が続いている。

一方で、最近増えているのは 3 番目や 4 番目の子どもを養子縁組に託すケースである。

実母のメンタルヘルスや経済的理由から何人も子どもを育てられないという理由から増加している。統計からは見えにくいですが、養子縁組に託す理由は時代とともに変化してきているようである。

9. 国際養子縁組について

上記のような理由から国内の養子縁組が減少したことに伴い、近年では海外からの養子縁組に目を向ける養親希望者が増えてきた。法的にも 1991 年から認可されるようになった。

アイルランドでは、1990 年代後半から海外養子の受け入れが盛んになってきた。しかし、海外からの養子縁組については、TULLA(国内の養子縁組)ではなく、以下に示す 2 つの支援機関とアダプション・オーソリティを中心に運用されている。

10. 国際養子縁組の支援機関

まず 1 つ目は、CORK (コーク) にある HHAMA (ハーマ) という機関である。ここでは、主にベトナムや中国などアジア地域からの養子縁組を担当している。

2 つ目は、ダブリンの ARC (アーク) である。ここでは、主にブルガリアなどの東欧地域やアメリカなどからの養子縁組を担当している。

コークにある HHAMA は、アダプション・オーソリティからアセスメントや養親認定業務の認可を受けているが、ARC はそのような権限を持たない。そのため、養親のアセスメ

ントはツスラに委託している。つまり、同じような民間機関であってもアダプション・オーソリティから許可された業務しかできない。

加えて、現在は、ハーグ条約の締結国からしか養子を受けることができないことになっている。以前は、ロシアからの養子が一番多かったが、2010年以降はロシアがハーグ条約締結国ではないことからロシアからの養子縁組はできなくなった。

なお、国際養子縁組に関する調査や移送等の費用は、アダプション・オーソリティの規定する費用を養親希望者が負担する。

1 1. 養子縁組記録の保管とアクセス支援

最後に、養子縁組記録の保管とアクセス支援について記しておく。

戦後からの現在までのアイルランドの養子縁組の記録はすべてアダプション・オーソリティにて保管されている。より詳細な現場レベルの記録はツスラで保管されているが、それ以外にも民間で養子縁組支援をする団体にも記録が保管されている。

養子縁組された子どもなどの当事者からみると、どこにアクセスしていいのかわかりにくい状況だといわざるをえない。

2015年12月に制定される予定の新法では、養子縁組に関するすべての記録をアダプション・オーソリティに移管し、一本化していくと予想される。

1 2. 養子縁組後の養子と実親の再会支援

次に、102年の歴史があるクーナフという児童福祉チャリティ民として認可された機関の例に養子と実親（主に実母）の再会支援について紹介する。

養子が18歳になると、クーナフが支援した養子縁組の養子からのアクセスが可能になる。

養子から申請があれば、身元を特定しない情報を8週間以内に開示する。

その後、養子が実母と何らかの連絡を取りたいと希望すれば、クーナフから養子縁組に関する手紙だということが分らないように、友人や税金部門を装って実母に3回ほど手紙を送る。

間をおいて3回アクセスしても実母からの返事がなければ、それ以上は追跡せず、支援終了となる。

実母から返事があった場合は、支援機関を通じて実母とコンタクトを取るよう説明する。しかし、現在、2年のウェイティングリストがあることから、すでに長期間待たされた当事者が双方の連絡先を入手すると支援機関を通さずに直接会ってしまうケースも多い。

全く会ったことのない親子の再会は予想外のトラブルに巻き込まれることもあるが、成人同士のコンタクトを法的に禁止することはできない。

アクセスしてくる養子の年齢は、30歳から50歳が多い。

現在、1万ケースほどの記録が保管されており、記録の保管場所不足が課題になっている。さらに、クーナフでは記録を管理し、当事者からのアクセスに対応する職員が2~3名配置

されている。しかし、慢性的な人員不足で当事者が長期間待たされるという課題もあるが、これについても予算との関係から改善が難しい。

1.3. 養子と実母の再会率

次に、クーナフが支援したケースでは養子が希望した場合、実際にどれぐらいの実母が受け入れてくれるのだろうか。

2012年は22ケース中、54%の実母が好意的に受け入れてくれた。18%は拒否、13%は返答なしであった。

一方で、実親から養子にアクセスしたケースについては、54%が実親からの連絡を受け入れても良い、会っても良いと好意的な回答をした。18%は実親からの連絡に拒否的だった。

実母にコンタクトして拒否的な反応もしくは回答がなければ、養子はほとんど情報を得ることができない。養子縁組に出された理由や実母の状況、実母と実父の関係性なども知ることは困難である

しかし、実際の現場では、当事者には知る権利があると思うソーシャルワーカーが多く、2015年12月の新法で養子の権利が向上することを期待しているとのことであった。

(以上)

イギリスの PAC-UK について

上鹿渡 和宏（長野大学）

はじめに ～ 2007 年以降の PAC-UK

2007 年に出版された『要保護児童養子斡旋の国際比較』のなかで、イギリスにおける養子縁組の制度と実態について担当した津崎は「この種の機関の存在は養子縁組の成否に密接にかかわる」として、ポスト・アダプション・センター（PAC：現在は PAC-UK）の概要を紹介し、「85 年以降イギリスにおける縁組後支援サービスの先駆的組織であり、同種の多くの組織のモデルとなったものである」と報告している¹。

その後も PAC-UK は養子縁組支援機関として、養子縁組後の養子、養親、実親等への直接的なサポートに加えて、ソーシャルワーカーや学校の教員等この領域に関わる専門職を対象とした研修会等も実施している。特に 2009 年からは学校におけるスタッフへのトレーニングを開始し、養子や社会的養護下の子どもの幼少期の経験による影響についての理解を広め、2013 年には「学校のための良い実践ガイド」²を作成し、それをもとに学校現場のさらなる理解を深めるべく多くの取り組みがなされてきた。2014 年 10 月には PAC と After Adoption Yorkshire(AAY)が合併し民間養子縁組支援機関としてさらなる展開を図っている。養子縁組支援機関として関連法規や国の定める最低基準を満たしているかチェックされる Ofsted の 2014/15 年監査でも最高（Outstanding）の評価を受けており、その後も高い水準のサービス、プログラムを現場に提供し続けてきたと言える。

また、養子縁組後の治療的サポートを提供するために養子縁組支援基金（The Adoption Support Fund:ASF）が創設され、イングランドの 152 自治体を対象として 2015 年 5 月より運用されている³が、ASF は養子縁組後多くの家族が治療的なサポートを必要としながら、これまでそのニーズを満たすような支援を受けることが困難なことが多かったことから政府によって創設され、これまでの支援よりも専門性の高い、より包括的なサービスを提供するための財政基盤となっている。実際のサービス提供者としては、自治体、Ofsted により登録された独立したサービス提供者、また、NHS による児童思春期精神保健サービス（CAMHS）などがあるが、これまでのこの領域での経験と実績、培われてきた高い専門

¹津崎哲雄「イギリスにおける養子縁組の制度と実態」湯沢雍彦編『要保護児童養子斡旋の国際比較』日本加除出版、2007 年、p.120.

²Julia Clements “A Good Practice Guide for Schools Understanding and Meeting the Needs of Children who are Looked after, Fostered, Adopted or otherwise Permanently Placed” 2013, PAC

³<http://www.adoption-support-fund.co.uk/>

性を持つ PAC-UK のこの領域における役割と期待はますます大きくなっている。

本稿においては、PAC-UK が現在、どのような対象に、どのようなサービス、プログラム、トレーニング等を提供しているかについて、その概要を PAC-UK のホームページ、年次報告書と長年この組織に所属し現在「子ども家族サービス (Child and Family service)」の責任者として豊富な経験を持つ Franca Brenninkmeyer 氏へのインタビュー⁴をもとにまとめた。

PAC-UK の対象範囲とサービス内容

ホームページ上⁵の PAC-UK についてのページに以下のような記載がある。「PAC-UK は個別のニーズに合わせた適切なサポートと個別のサービスを提供、養子縁組やパーマネンシーを保障する他の形態で影響をうけている家族や個人の生活状況 (人生) を向上させるために存在する。また、PAC-UK は一般市民や専門家への気づきや知識の向上も目指す。」

この記載からも明らかであるが、PAC-UK がその対象とする範囲は単純に養子縁組親子だけにとどまらず、養子縁組候補者、長期里親委託やキンシップ・ケアのケース、子どものころ養子縁組された大人、かかわりのある実の家族や親族、様々な専門家、学校関係者を含んでいる。

特に養子縁組される子どもについてはその多くがネグレクトや虐待、家族の機能不全が理由で社会的養護を受けるようになり、養子縁組されるようになるころまでには何か所もの里親家庭に委託された経験があり、年齢も平均すると 4 歳ほどになっている。それゆえ、養子縁組される子どもの多くは実家族の中で早期に繰り返されるトラウマを経験し、また、その後の度重なる委託変更と喪失を経験している。このような子どもの経験により養子縁組後、家庭、学校、地域で様々な情緒的問題や、人間関係上の問題、行動上の問題を生じることも多く、「子どもと家族へのサービス」として、それらに応じた助言やカウンセリング、トレーニングが提供されている。

実の家族、親族、特に実母に対してもサポートにも取り組んでいる。子どもと別れた後の悲しみや落ち込んだ状況をサポートしている。それぞれの養子縁組経験について傾聴し、その混乱した状況を整理し現状と今後の見通しを説明。子どもへの手紙をどう書くかを支援する、他の親がどう感じているかグループを通して気づいてもらうなどのサポートがある。方法としては電話での相談、直接の面接、グループがある。これには 50~60 年前に当時の社会的状況下で子どもを手放さざるを得なかった親へのカウンセリングといったサポートも含まれているという。

また、子どもの頃養子縁組され現在大人になった人のカウンセリングとサポートもある。情緒の問題や引き続く喪失と悲しみの問題、低い自尊心、孤独感、アイデンティティの混乱、関係性の問題等での相談希望が多い。方法としては電話での相談、直接の面談、グ

⁴2015 年 11 月 11 日、PAC-UK ロンドン事務所にて実施

⁵<http://www.pac-uk.org/>

ループなどがある。本人の養子縁組に関する疑問や実の家族や親族との接触希望に対する調査や調整も含まれる。

関連専門職への支援

このような養子縁組の当事者への直接のサポート、サービスのほかに、学校関係者やソーシャルワーカー、カウンセラーなど、養子縁組家庭を支援する専門職の資質向上に関するトレーニングやセミナー、コンサルテーションのサービスもある。学校へのトレーニングについては先生やスタッフが子どもの示す問題行動に方略を持って対応できるようにするためのトレーニングを2014/15の一年間で37校767人のスタッフに実施した⁶。また、PAC-UKが2014/15の一年間で実施したトレーニングは80日、1638人で前年度よりも参加者が34%増加している。参加者全体の52%は専門家、45%は養親または養育者、2%が養子縁組された人(大人)であったという。評価表によれば91%の参加者がコースをexcellentまたはvery goodと評価していた⁷。さらに、自治体とのパートナーシップを結び、自治体が地域内の養子縁組当事者や、その関係者にPAC-UKの質の高いサービスを提供できるよう協力している。この場合、利用者は自分の住む自治体のサービスとしてPAC-UKの提供するサポートやプログラムと同内容のものを受けられる。PAC-UKはこのような支援者サポート、トレーニングを通して、養子縁組当事者への直接サポートだけでは補えない幅広い現場のニーズに対応していると考えられる。

「子どもと家族へのサービス」について

ここで、PAC-UKの提供するサービスの中でも重要な領域と考えられる「子どもと家族へのサービス」について、その責任者のFranca Brenninkmeyer氏からの説明⁸も含めてまとめる。まず、養子縁組されるまでに、幼少期の虐待、ネグレクト、頻回な措置変更に関わる喪失とトラウマを経験した子どものアセスメントが重要であり、そのために相談の最初数回がこのアセスメントに使われる。様々な観点からアセスメントツールを用いて、子ども自身、親・養育者と子どもの関係、親・養育者・先生の子どものに関する評価、親・養育者の自分自身に関する評価がなされる。その上で個別に合わせた治療的なサービスがケースに合わせた形で(子ども個別、親個別、家族一緒、養子縁組家族と実家族も一緒、自宅で⁹など)実施される。

実際にどのような介入がなされているかについては、詳細なアセスメントに基づき、以下に挙げる通り多岐にわたる方法の中から最も効果的と考えられる方法が用いられるという。Brenninkmeyer氏によれば、PAC-UKはTherapeutic modelでの対応が特徴的で、同

⁶PAC-UK Annual Review 2014/15, p.6.

⁷PAC-UK Annual Review 2014/15, p.8.

⁸2015年11月11日インタビュー時に頂いたパワーポイント資料も参照。

⁹自宅でスカイプ等を利用して3から9歳で養子縁組して間もない家庭において10週間のペアレンティング・プログラム(Enhancing Adoptive Parenting:EAP)を実施(PAC-UK Annual Review 2014/15, p.7.)

じ問題に対応している CAMHS の Medical model からみると代替的方法であると語った。ただ、介入のために準備されている具体的な方法は以下に示すごとく多様で、これを本人含め 8 人のスタッフ¹⁰で対応しているとのことであった。以下具体的対応方法を列挙する¹¹。

- ・ 感覚統合
- ・ ソマティック・エクスペリエンス
- ・ セラプレイ
- ・ VIG(Video Interaction Guidance)
- ・ エモーショナル・リテラシー(Emotional literacy)
- ・ DDI(Dyadic Developmental Psychotherapy)
- ・ アタッチメント・フォーカスト家族療法(Attachment Focused Family Therapy)
- ・ EMDR(眼球運動による脱感作と再処理法)
- ・ ソーシャルストーリー
- ・ 解離介入
- ・ 行動の調査と修正
- ・ ACT (Attachment Communication Training)
- ・ 治療的ペアレンティング・サポート
- ・ 他のムーブメントや音楽、アートなどを使った様々な統合的方法

このように多くの介入方法を一つの機関で準備できていることで、その前に実施される評価も実際に意味のあるものになっていると思われた。評価がその後の対応方法を定めるというのは当然のことであるが、実際にはある機関でとり得る介入方法が、その評価に影響を与えているということを現場では経験することもあり、この介入方法の多様性が PAC-UK の利用者への個別対応の水準を高めることに大きく貢献しているように思われた。

最後に Brenninkmeyer 氏は、子どもの現在の問題の水準、親の問題、セラピストの能力、経済的問題をすべて勘案したうえで、インタビューや関係資料をもとに、関係性の観察、質問票の使用、必要なテストを実施するなどしてしっかりした評価を実施することの重要性を改めて強調した。そして、養子縁組とは、喪失やトラウマからの回復をもたらすものであることをまとめとして強調した。養子縁組とは「人生における辛いときと楽しいときの両方を共有する経験」であること、「辛さは共有されると半分になり、楽しさは共有されると倍になる」こと、そして、「辛さと楽しさが共有されることでその関係性がより深まる」ということを指摘された。

さいごに

¹⁰Brenninkmeyer 氏はフルタイム、他のスタッフは週 3.5 日が 1 人、週 3 日が 2 人、週 2 日が 4 人の構成で一人当たり 15、6 人の家族を対応しているとのことであった。

¹¹2015 年 11 月 11 日パワーポイント、スライド 16・17 より引用。

PAC-UK の提供しているサービス、プログラムについて概観し、特に「子ども家族サービス」についてはさらに具体的に内容を確認することで、養子縁組が子どもにとって最善の選択となるために必要な支援についてみてきた。養子縁組に関わる人たちが必要とするものは何か、どのような人たちにアプローチする必要があるのか、さらに、サービスをどのような形で受けられるようにするか（電話、直接、グループ、スカイプ）など、養子縁組に必要とされる支援を考えるにあたって留意すべき点も示唆された。

今回の報告書をまとめるにあたってご協力いただいた PAC-UK の「子ども家族サービス」責任者 Franca Brenninkmeyer 氏に心より感謝申し上げます。

(以上)

オーストリアの養子制度

鈴木博人 (中央大学法学部)

1. はじめに

本稿は、オーストリア共和国の養子制度の概要を紹介するものである。紹介にあたっては、執筆者がすでに公表した論考をもとにしつつ、若干の内容を付け加えたものであることをお断りしておく¹。

2. オーストリア養子法の仕組み

オーストリア養子法の基本構造は、民法 (Allgemeines bürgerliches Gesetzbuch、以下では ABGB と略称する) 191 条から 203 条に規定されており、すべての養子縁組を契約として構成する。この点は、日本の普通養子法に類似している。成年養子縁組も未成年養子縁組も、契約であるとされている。契約構成をとりつつ、児童福祉型養子縁組はどのように確保されているのだろうか。契約型養子法によって、福祉型養子縁組はどのように実現されているのだろうか。

本稿でオーストリア養子法を見る最も大きな意義はこの疑問を解明するところにある。ここでは、養子縁組が成立するプロセスに沿って、養子制度がどのような仕組みで構築されているのかをみることにする。養子縁組成立過程でかかわってくる法律は、ABGB、非訟事件手続法、児童および青少年援助法である。

なお、ABGB では、未成年養子と並んで成年養子も認められている。ABGB における法的な構造は両者とも基本的には同じである (契約と裁判所の承認)。

(1) 養子縁組の成立要件

(a) 養子縁組契約の存在

養子縁組は当事者間 (養親となる者と養子となる者) の契約である。この契約を裁判所が承認することが必要である (ABGB192 条 1 項)。

養子縁組契約は、養親となる者と養子となる者が文書により締結するものでなくてはならない。そして、裁判所の承認により、養子縁組は、契約上の意思の合致の時点に遡って、効力が発生するのである。このため、養子縁組契約文書には契約締結日を記載することが、

¹すでに公表した論考とは次のものである。『親子福祉法の比較法的研究 I 養子法の研究』中央大学出版部、2014 年 第 I 部第 1 章および「契約型養子法の比較法的考察」『法学新報』第 122 巻 1・2 号、2015 年、527 頁。

養子縁組契約が有効なものとなる要件となる²。

養子縁組を契約であるとする法律構成は、19世紀型養子法の構造を現在もなお基本にすえたものと位置づけることができる。契約構成の一つの帰結として、養子縁組契約も私的自治に委ねられるという発想がある。この結果、養子縁組契約は裁判所の承認を得なければならないが、承認にあたって、裁判所はこの契約の内容を改変することはできないとされる³。これは、裁判所が、養子縁組契約を承認するのに適合するような養子縁組契約の内容に介入することはできないということで、養子縁組当事者に広範な縁組契約の内容決定の自由が与えられているわけではない。法律構成が契約構成をとっているだけであり、当事者が選択できる自由の内容は、相手方選択といつ養子縁組を行うかを決定すること、それに加えて当事者が行為能力をもつ成年養子縁組の場合には、合意による縁組解消の自由がある程度である⁴。

契約構成であることは、養子が行為能力をもたないときには、法定代理人が養子縁組契約を締結することに帰結する。父母それぞれは、単独で代理権をもつが⁵、ABGB167条2項は、単独で代理権を行使しようとする父母の一方が、もう一人の法定代理人の同意を得なければならない事項を列挙している⁶。そこでは、他人への養育委託が挙示されているのに対して、養子縁組はここに挙示されていない。財産事項に含まれず、かつABGB167条2項に挙示されていない行為は、単独代理権の対象となる⁷。そうすると、ABGBの法定代理構成では、父母双方が異なる判断を下すことになるとしても、父母各々が単独代理権を有

²養子縁組契約のひな形に記されている内容は以下のようなものである。

養子縁組契約

次の両名の間で締結された。

1. 養子未成年者氏名、生年月日、オーストリア国籍保持者、住所、配慮権者母氏名、生年月日、住所により代理 および
2. 養父氏名、生年月日、オーストリア国籍保持者、住所。
 - I. 養父は養子(氏名)を養子とする。母(氏名)は、子の配慮権者として、養父のこの意思表示を受諾し、かつ養子縁組に同意する。
 - II. 養父および養子は、これをもって養親子関係から生まれるすべての権利と義務を有する。
 - III. 養子は、本契約の発効日から N(養父の氏・筆者注)という氏を称する。
 - IV. 本契約は、保護事件担当法廷の承認を条件として、本契約締結日に発効する。

場所、日付

養父署名

子の母署名

子署名(10歳以上のとき)

³Beck,S., Kindschaftsrecht,2.Aufl.,2013 ,Wien, Manz, S.155,Anm.243.

⁴ Schwimann,M.,Das österreichische Adoptionsrecht nach seiner Reform,FamRZ1973,S.349.

⁵ABGB167条1項:父母それぞれが配慮を委託しているとき、父母おのおのは、単独で子を代理する権利と義務をもつ。配慮権を有する父母の一方の代理行為は、父母の他方がそれに同意しない時でも、法的効力はもつ。

⁶ABGB167条2項:名または氏の変更、教会または宗教団体への加入、およびこれらのものからの脱退、他人による養育への委託、国籍の取得または国籍からの離脱、見習い契約、専門教育契約または雇用契約の期限前の解約、婚外の子の父性の承認に関する父母の一方の代理行為および同意は、それが法的効力をもつためには、他方の配慮を委ねられている父母の同意を要する。前文は、意思表示の受領および郵便物の受領には適用されない。

⁷ Kletecka/Schauer,ABGB-ON^{1.02},MANZ(www.rdb.at, § 167. II .Rz.4.(Fischer-Czermak)

することになる⁸。養子縁組を当事者の契約であるという構成を貫くと以上のようなになる。しかし、これでは未成年の子の養子縁組について父母の意見が異なる時、はなはだ不都合な結果になるのではないかという疑問がわいてくる。この点についての考慮は、ABGBでは、養子縁組の裁判所による承認という制度に委ねられている。父母の一方が養子となる者の法定代理人でないときも含めて、父母の同意は、裁判所の養子縁組の承認のための実体法上の要件とされている（ABGB195条1項1号）ので、法定代理人である父母の一方の単独の判断だけでは養子縁組契約が成立することはないことになる⁹。

(b)裁判所の承認

ABGB194条1項は、未成年者の養子縁組は、その養子縁組を行うことが、子の福祉に資し、実親子関係にふさわしい関係が存在するか、そのような関係が確立されようとしているかについて、裁判所の審査をうけなくてはならないとしている。裁判所の審査では、上記のような親子関係確立の意図があるだけで、実際の実現可能性が不確かであるとか、とても実現しそうにもないと思われるときには、承認されない。とりわけ、養子となる子が外国籍であるとき、当該国からのオーストリアへの入国が見極められないことがあるためとの指摘が存在する¹⁰。

実親子関係にふさわしい養親子関係の確立を念頭に置いているので、裁判所の承認は子の福祉にかなうものでなければならないとされている。子の福祉についてはABGB138条が規定する。重要な条文なので以下に訳出する。

138条：

未成年の子に関するすべての事項、特に親の配慮および人的交流について、子の福祉(Kindeswohl)が、指導的視点として顧慮され、かつ可能な限り保障されなくてはならない。子の福祉の判定に際しての重要な基準は、とりわけ以下のものである。

1. 子の適切な面倒見、とりわけ子に栄養ある食事を与えること、医学的および衛生的な世話や住居を確保すること、ならびにきちんとした教育の付与、
2. 子の身体的および心的な世話、安全および保護、
3. 父母による子の価値の評価および受容、
4. 子の資質、能力、好みおよび発達可能性の促進、
5. 意見形成についての子の理解力および能力に応じた子の意見の顧慮、
6. 子はその意思に反する措置にさらされ、かつその措置の断行により子が被ることになる

⁸親の配慮同様、子の代理も親の義務であって単なる権利ではないということが大前提となっている。しかし、父母双方が対内的に合意しているとしても、父母それぞれが単独代理権をもつという構成には変わりはないとされる。配慮権をもつ（したがって法定代理権をもつ）父母が、相反する意思表示をしたときにはどうなるか。撤回できない意思表示の場合には、最初の意思表示が、撤回できる意思表示の場合には、後からなされた意思表示が有効とされる。第三者に同時に相反する意思表示が到達したときには、両者が無効となる。Kletecka/Schauer, ABGB-ON^{1.02}(Fn.12), § 167. II .Rz.3.(Fischer-Czermak)

⁹ Kletecka/Schauer, ABGB-ON^{1.02}(Fn.12), § 192. II .Rz.6.(Deixler-Hübner)

¹⁰ Kletecka/Schauer, ABGB-ON^{1.02}(Fn.12), § 194. I .Rz.1.(Deixler-Hübner)

かもしれない損害の回避、

7. 不当な干渉または暴力そのものを被る、もしくは重要な関係人に対する不当な干渉または暴力の現場に居合わせて体験する子の危険の回避、
8. 違法に連れ去られ、または抑留され、もしくはその他損害を被る子にとっての危険の回避、
9. 父母双方および重要な関係人との子の信頼のおける交流、ならびにこれらの者との子の安定した結びつき、
10. 子の忠誠心葛藤および罪悪感の回避、
11. 子の権利、請求権および利益の確保、ならびに、
12. 子、その父母およびその他まわりの人々の生活環境。

ABGB138条に子の福祉とは何かを判定するための基準として列挙されているものは、養子縁組を念頭に置いたものではもちろんないが、何が子の利益と考えられているのかを具体的に示したもので、養子縁組の承認に際しても基準となるものである¹¹。とりわけ、養子縁組によって、養子となる子の身体的、知的および心的発達が促進されて、新しい家庭での感情的な近しさと継続性がもたらされるということが保証されなくてはならないという¹²。

なお、ABGB194条2項は、養親となる者の実子の利益、とりわけ、扶養と教育についての実子の利益と対立するときには、養子縁組は承認されてはならないとする¹³。

なお、養子縁組を承認する裁判所は、民事裁判所家事部保護事件担当法廷である。しばしば *Pflegeschaftsgericht* と記されるものである。これを例えば、保護裁判所のように直訳するだけでは、オーストリアの裁判所システムを正確に把握したとは言い難い。

(2) 養子縁組の成立過程—養子縁組斡旋を中心として

ABGBには、実体法上の養子縁組の要件と効果が規定されている。オーストリア法においては、裁判所が行う養子縁組承認のための審査手続き（これは実体法を実際に運用、現実化していくという点で実際にはきわめて重要である）は、非訟事件手続法に規定されている。また、未成年養子縁組を行おうとしたとき、具体的にはどこに行って何をしたらいいのかについては、養子縁組斡旋手続を定める児童および青少年援助法が規定している。(2)で見たABGBが定める養子縁組の基本的要件（本稿では、そのきわめて基本的なことしか論述していないが）を前提にして、本節では、実際に養子縁組を希望したとき、希望者は具体的には、何をどうしたらいいかを示すことにする。これは養子縁組の成立過程をみる

¹¹連邦法務省の家族法立法担当者である Dr. Barth によると、2013年の親子法および氏名法変更法による改正で、子の福祉とは何かについて細かく具体的基準を列挙したことにより、裁判実務では、判断基準としての手がかりが明確になって、裁判官の間では概ね好評を得ているとのことである。

¹² Kletecka/Schauer, ABGB-ON^{1.02}, (Fn.12), § 194. I. Rz.1 (Deixiler-Hübner).

¹³拙著(注1)16ページ。Kletecka/Schauer, ABGB-ON^{1.02}, (Fn.12), § 194. III. Anm. 5f (Deixiler-Hübner).

ことであるが、同時に養子縁組の斡旋についてみることにもなる。

本来 ABGB で養子縁組の要件として規定されていることの一部も、論述のわかりやすさを重視して、本節で示すこととする。

(a) 誰が養子をすることができるのか（養親となるのは誰か）？

ABGB は、単独養子、すなわち養親となる者が一人である養子縁組を原則としている。養親となろうとする者が婚姻しているときには、夫婦は共同でのみ養子をすることができると定めている(191 条 2 項)。

養親は満 25 歳に達していなければならない(ABGB193 条 1 項)。問題は、養親子間の年齢差である。ABGB193 条 2 項は、養親は養子よりも少なくとも 16 歳年長でなければならないと規定するが、2014 年 12 月 11 日の憲法裁判所の判決(VfGH G18/2014-14)は、この規定を違憲とし、2015 年末までに改正することを命じた。一定の個別事例で、本条項が規定する養親子間の最低年齢差を下回る可能性について定めていないのは、子の福祉への顧慮が足りないというのがその理由である。

(b) 養子縁組斡旋および養親教育

ABGB の要件に合致する養親希望者は、養親としての適性があるかどうかの審査を受けなくてはならない。この適性審査やその前後に行われる養親講座等については、具体的には連邦法である児童および青少年援助法に基づき、各州法が定めている。本稿では、基本的な流れを説明するにとどめるので、9 つの州の個別法の内容を紹介することはしない。

養親としての適性審査を行うのは、公的な児童福祉機関、例えばウィーン市（ウィーン市は市ではあるが、他の諸州と同じ独立した州としての位置づけである）の場合、児童および青少年福祉を担当する Magistrat11(MAG11)が管轄する。少年局は、この MAG11 に属する。いずれにせよ公的な児童福祉機関のソーシャルワーカーが適性審査を実施する。

養子縁組の斡旋ということについて注意しなくてはならない点が 2 つある。

第 1 点は、養子縁組の斡旋は公的機関(少年局)に集約されていて、民間機関による斡旋は認められていない点である。直接的には刑法がそれを規定する。

刑法 194 条：

(1) 次の者は 2 年以下の自由刑に処す。

1.[養子縁組の]同意権を有する者が、自己または第三者のための利益供与と引きかえに、他人による未成年者の養子縁組に同意するように取り計らった者、または、
2. そうでなくても、子の保護および国際養子縁組の領域での協力に関するハーグ条約に反して、斡旋者として、未成年者の養子縁組について同意権を有する者の同意を得るように取り計らった者。

(2) 行為者が、自己または第三者に財産的利益をもたらす為に[斡旋]行為を行うときには、3 年以下の自由刑に処す。